

国立大学法人東京学芸大学教員研究費等配分基準の一部改正について

改正理由：教育研究経費の事項の見直し等に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p style="text-align: center;">国立大学法人東京学芸大学<u>教育研究経費</u>配分基準</p> <p>第1 教育研究経費は、次の各号に定める事項及び割合に区分し、<u>各事項の予算額、配分方法及び配分額</u>については、毎年度、教育研究評議会予算専門委員会（以下「専門委員会」という。）の検討を経て、教育研究評議会が<u>審議</u>する。<u>なお、教育研究基礎経費、授業経費及び学生引率実地指導旅費については、教育研究整備充実費及び若手教員等研究支援費を除いた予算額を割合に応じて各事項へ配分する。</u>ただし、教育研究経費に著しい増減があった場合は、必要により率の見直しを行う。</p> <p>(1) 教育研究基礎経費      <u>56.6%</u>                      (2) 授業経費                      <u>41.6%</u></p> <p><u>(3) 学生引率実地指導旅費    1.8%</u>  <u>(4) 教育研究整備充実費</u>  <u>(5) 若手教員等研究支援費</u></p> <p>2 前項において著しい増減とは、教育研究経費の総額に対し10%を超える増減があった場合をいう。</p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、第1項第5号の経費に係る配分方法及び配分額については、教育実践研究推進本部の検討を経て、教育研究評議会が審議する。</u></p> <p>第2 この基準の改廃は、専門委員会の検討を経て、教育研究評議会が<u>審議</u>する。</p> <p>第3 この基準に定めるもののほか、<u>教育研究経費</u>の配分に関し必要な事項は、専門委員会が別に定める。</p>	<p style="text-align: center;">国立大学法人東京学芸大学<u>教員研究費等</u>配分基準</p> <p>第1 教育研究経費は、次の各号に定める事項及び割合に区分し、<u>学系長等裁量経費予算額を除いた予算額を割合に応じて各事項へ配分する。</u>学系長等裁量経費予算額については、毎年度、教育研究評議会予算専門委員会（以下「専門委員会」という。）の検討を経て、教育研究評議会が<u>決定</u>する。ただし、教育研究経費に著しい増減があった場合は、必要により率の見直しを行う。</p> <p>(1) 教育研究基礎経費      <u>42.6%</u>                      (2) 授業経費                      <u>24.6%</u>  <u>(3) 教育研究整備充実費    12.5%</u>  <u>(4) 重点研究費                      7.0%</u>                      (5) 図書館図書購入費      <u>13.0%</u>  <u>(6) 学生引率実地指導旅費    0.3%</u>  <u>(7) 学系長等裁量経費</u></p> <p>2 前項において著しい増減とは、教育研究経費の総額に対し10%を超える増減があった場合をいう。</p> <p><u>3 第1各号の経費に係る配分方法及び配分額については、専門委員会の検討を経て、教育研究評議会が決定する。</u></p> <p><u>4 前項にかかわらず、第1の4号の経費に係る配分方法及び配分額については、教育実践研究推進本部の検討を経て、教育研究評議会が決定する。</u></p> <p>第2 この基準の改廃は、専門委員会の検討を経て、教育研究評議会が<u>決定</u>する。</p> <p>第3 この基準に定めるもののほか、<u>教員研究費等</u>の配分に関し必要な事項は、専門委員会が別に定める。</p>

附 則

この基準は、平成27年2月25日から施行し、平成27年度教育研究経費の配分から適用する。